

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程
- 農務委員会の設置
- 地方労働委員会委員の改選について
- 土地改良区設立認可
- ◇公告 警察官昇任試験の延期について
- ◇正誤 昭和二十九年八月十三日鳥取県規則第四十号号中訂正

告示

鳥取県告示第四百十号

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県知事 西尾愛治

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程

第一条 知事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号以下「法」という。）に、基いて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 前条に規定する経費に対する補助率は次に掲げるとおりとする。

- 一 農地に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五
- 二 農業用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六、五

2 当該災害復旧事業の事業費のうち法第三条第三項の規定により高率補助の対象となる部分に対する補助率は、前項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとする。

- 一 農地に係るもの 当該部分の十分の八
 - 二 農業用施設に係るもの 当該部分の十分の九
- 第三条 補助金を受けようとするものは、災害復旧事業

計画概要書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

第四条 農林大臣から当該災害復旧事業の事業費の決定の通知があつたときは、知事は当該災害復旧事業を施行するものにその旨を通知する。

第五条 知事は、前条の規定により農林大臣から決定の通知があつた災害復旧事業費について毎年度第一条の規定による補助金の額を決定し、これを当該災害復旧事業を施行するものに通知する。

第六条 補助金の交付を受けようとするものは、前条の規定により通知を受けたときは補助金交付申請書(様式第二号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 災害復旧事業計画書(様式第三号)
- 二 收支予算書(様式第四号)
- 三 その他知事が必要と認める書類

第七条 知事は前条の補助金交付申請書を審査の上適当と認めるときは、補助金交付の指令をする。

第八条 補助金交付の指令を受けたものが、第三条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出てその承認を受けなければならない。

第九条 補助金を受けようとするものが当該事業の工事に着手したときは工事着手届を、完了したときは完了届を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第十条 補助金の交付を受けたものは、当該年度終了後、遅滞なく事業成績書(様式第五号)及び收支決算書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

第十一条 知事は、補助金を受けるものに対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行若しくは補助の実施に關し必要な指示をすることができる。

第十二条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には、知事は、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき

二 事業の施行方法が不適当と認められたとき

三 支出額が予算額に比し減少したとき

四 その他補助金交付の目的を達成することができなると認められるとき

第十三条 この規程により知事に提出する書類は、その事業の施行区域の属する市町村長及び地方事務所長を経由しなければならない。但し、その事業の施行区域が、鳥取市、米子市及び倉吉市に属するときは、それぞれ当該市の長及び東部地方事務所、西部地方事務所又は中部地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

一 この規程は、昭和二十九年年度の補助金から適用する。

二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律施行令の一部を改正する政令(昭和二十八年政令第三百五十七号)附則第二項で指定する地域において昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害による農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に

対する補助率は、第二条の規定にかかわらず十分の九とする。

様式第一号

災害復旧事業計画概要書

- 第1章 位置及び面積
- 第2章 現況
 - 第1節 災害の原因及び被害状況
 - 第2節 農 業 状 況
 - 第3節 復 旧 計 画
 - 第1節 計画の方針
 - 第2節 工事計画
- 第4章 復旧事業費
 - 第1節 事業費総額
 - 第2節 個所別工事費内訳
 - 第3節 工事明細書
 - 第4節 県の補助率
 - 第5章 主要資材及び労務

科目	予算額	決算額	比較		摘要
			増	減	
工事費	円	円	円	円	
〇〇費					
工事雑費					
計					

鳥取県告示第四百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基き、西伯郡渡村、外江町、境町、上道村、余子村及び中浜村を廃し、その区域をもつて新たに境港町が設置されることに伴い農業委員会等に関する法律（昭和二十九年法律第八十五号）第三條第一項本文の規定により、昭和二十九年八月十日から西伯郡境港町の区域を区域とする農業委員会が次のとおり設置された。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百十二号

鳥取県地方労働委員会の次期委員を任命したいので、労働組合及び使用者団体は、それぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続により推薦されるよう労働組合法施行令第二十一条の規定により請求する。

昭和二十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 推薦する者の資格
- (イ) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し労働組合法の規定に適合する労働組合
- (ロ) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し主と

農業委員会の名称 西伯郡境港町農業委員会 区域 前の渡、外江、境、上道、余子、中浜の農業委員会
の区域

して労働問題に関する事をその業務とするか、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

二 推薦される者の資格

特別の制限はないが委員に任命されるについて、国家公務員法、地方公務員法、国会法等の兼職の制限乃至禁止規定及び労働組合法第十九条第八項の欠格規定の制限を受ける。

三 労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する組合は、労働組合法第五条第一項の規定によつて、鳥取県地方労働委員会に証拠を提出して法の規定に適合する旨の立証を必要としますから次の書類を同委員会に直接提出するか又は推薦書に添付する。

- (イ) 労働組合資格審査申請書
 - (ロ) 組合規約、労働協約、その他立証に必要と思われる資料
- 尚かつて立証したことのあつたものは、その決定書の

写も添付し現在立証のため労働委員会に手続中のものはその旨連絡のこと

四 推薦する候補者の数

別段制限はないが、おおむね六名程度

五、推薦期限

昭和二十九年九月六日まで

六 推薦方法

左記様式による推薦書に必要事項を記入し最寄の労政事務所を経由して鳥取県経済部労政課に提出する。

(推薦様式)

年 月 日

所在地

使用者団体又は労働組合の名称

鳥取県知事殿

推 薦 書

労働組合法施行令第二十一条の規定によつて鳥取県地方労働委員会の使用者（労働者）委員候補者として左の者を推薦します。

